

中小企業・個人事業者の皆さまへ

羽島市 SDGs 推進融資制度のご案内

この制度は、羽島市内の中小企業者が SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みを進めるために必要とする資金の融資を図ることで、中小企業者の経営の安定及び SDGs の達成を資することを目的としたものです。

▶ ポイント

- ① SDGs の達成に向けた取組み内容を提出いただくことで完済後に信用保証料の全額を助成します※。
- ② 希望する方については市ホームページ等への取組み概要の掲載より、企業 PR に活用いただけます。

※ 別途申請が必要。その他要件有り。

SDGs（持続可能な開発目標）とは？

2015 年 9 月の国連で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を指します。また、その達成基準として 169 のターゲットが定められています。



1. 融資対象者

以下 (1) ~ (4) の条件を満たす方

- (1) 市内に 1 年以上住所又は事業所を有し、継続して 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者※の方
- (2) 中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種に属する事業を行っている方（許認可等を必要とする業種は、許認可を取得している方）
- (3) 市税等を滞納していない方
- (4) 過去に、代位弁済、延滞、協会の求償権、銀行取引停止等がない方

※ 中小企業者：「資本金」か「常時使用する従業員数」のうち、どちらか一方が適合していれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
小売業（飲食店含む）	5 千万円以下	50 人以下

サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業等（建設業・運輸業等を含む）	3億円以下	300人以下

次の業種については以下のとおりです。

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

2. 融資使途

SDGsの達成に向けた取組みを進めるための運転資金・設備資金・運転設備資金

3. 融資限度額

1,200万円以内（10万円単位）

- ※ 協会の無担保の保証付融資残高（根保証においては融資限度額）との合計で8,000万円の範囲内となる新規保証に限ります。
- ※ 市の予算状況によっては本制度の利用ができない場合があります（6倍協調）。
申込前に市担当までご確認をお願いいたします。

4. 貸付期間及び返済方法

以下の（1）または（2）のいずれかを選択して下さい。

(1) 月賦返済

- 運転資金は60月以内（据置期間1年以内）
- 設備資金・運転設備資金は120月以内（据置期間1年以内）

(2) 一括返済

5. 融資利率

固定金利年利0.75%

6. 信用保証料率

年0.45%～1.9%（9段階の弾力的保証料率）

- ※ 企業の資産や借入金の返済状況、業績等のデータにより保証協会で決定されます。
別途申請により全額助成を受けられます（要件あり）。

7. 担保

必要としない。

8. 取扱金融機関

大垣共立銀行羽島支店・十六銀行羽島支店・十六銀行北羽島支店
岐阜信用金庫羽島支店・岐阜信用金庫東羽島支店・尾西信用金庫羽島支店
大垣西濃信用金庫羽島支店・岐阜商工信用組合羽島支店

9. 必要書類

融資を受けたい方は、次の書類を取扱金融機関に提出してください。取扱金融機関を通して商工観光課に申込みしていただきます。

(1) 法人・個人共通

- ① SDGs 推進融資あっせん申込並び信用保証にかかる宣誓書
- ② 資金用途及び169のターゲットに関する説明（作成例を参考に任意の様式で提出）
- ③ 信用保証委託申込書
- ④ 信用保証依頼書（金融機関にて作成）
- ⑤ 決算情報確認書
- ⑥ 個人情報の取扱いに関する同意書（信用保証協会宛及び羽島市長宛）
- ⑦ 許認可を必要とする業種にあつては許認可書の写し 1通
- ⑧ （資金用途が設備資金の場合）見積書等の写し 1通
- ⑨ その他信用保証協会が必要とする書類

(2) 法人の場合の添付書類

- ① 印鑑登録証明書 申込人分 1通 ⇒法務局で交付（有料）
（連帯保証人がある場合）連帯保証人分 1通 ⇒市役所市民課で交付（有料）
※発効日から3ヶ月以内であること。
- ② 法人市民税納税証明書 ⇒市役所税務課で交付（有料） 1通
- ③ 直近2期分の決算書・法人税申告書の写し 各1通
- ④ 商業登記簿謄本及び定款（オンライン可、写し可）各1通※発効日から3ヶ月以内

(3) 個人の場合の添付書類

- ① 印鑑登録証明書 申込人分 1通、（連帯保証人がある場合）連帯保証人分 1通
⇒市役所市民課で交付（有料）
※発効日から3ヶ月以内であること。
- ② 市民税納税証明書 ⇒市役所税務課で交付（有料）
- ③ 直近2期分の確定申告書の写し 各1通 ※白色申告の場合は業態申告書を作成提出してください。

- ④ 住民票（家族全員の記載があり、マイナンバーの記載がないもの） 1通

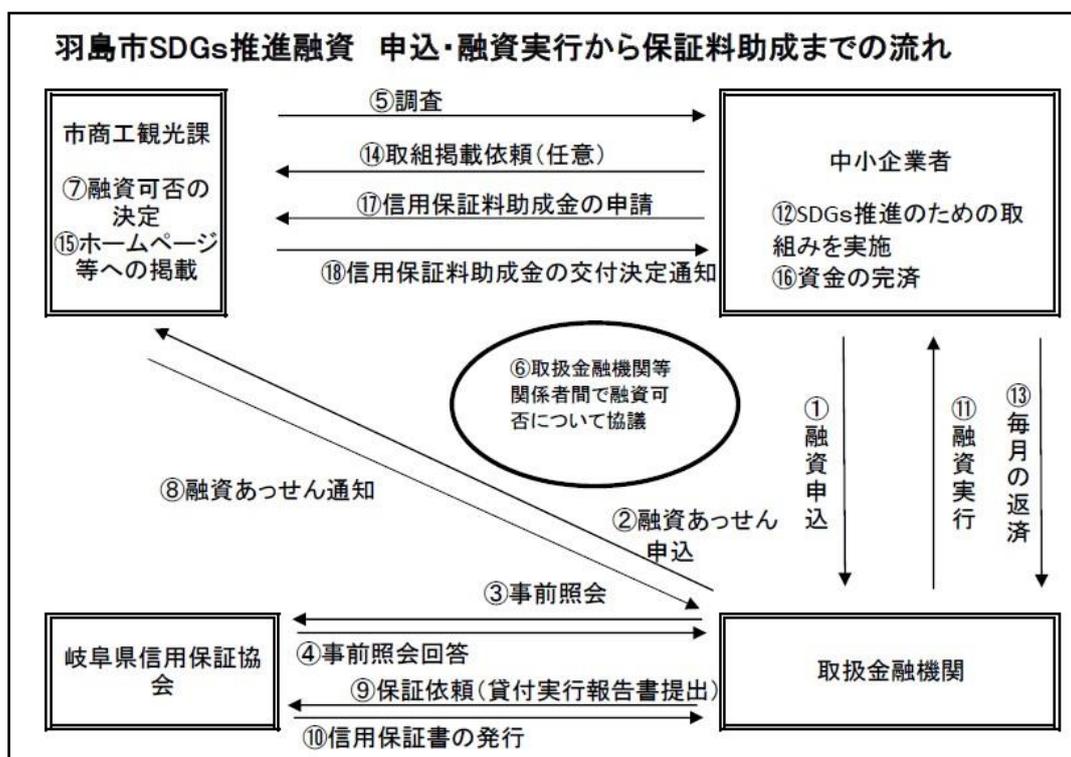
10. 融資実行後の手続き

(1) 市ホームページへの掲載申込

自社の取組み概要の市ホームページへの掲載を希望する方は取組内容ホームページ等掲載依頼申込書を市ホームページから印刷して申し込んでください。

(2) 信用保証料助成の申請

遅滞なく完済し、市税の滞納がない方は完済後に保証料の全額助成を受けることができます。該当する方には市から申請書を送付しますので提出してください。



※ 本融資は責任共有制度の対象です。

責任共有制度

責任共有制度とは信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として平成19年10月1日から全国の保証協会に導入されたものです。保証付融資は一部を除いて、従前の信用保証協会100%保証から、信用保証協会80%、金融機関20%と信用リスクを両者で分担します。

○問い合わせ先○

羽島市役所 産業振興部 商工観光課 商工振興係(新庁舎2階55番窓口)

TEL 058-392-9943 内線2613